

横須賀市立市民病院医療事故公表基準

1 目的

市立病院においては、医療における安全管理の徹底と患者本位の安全で質の高い医療の提供を行うよう取り組んでいる。このような取り組みに加えて、自発的に医療事故を公表することが責務として求められている。

この基準は、横須賀市立市民病院の安全管理における取り組みにおいて、医療の質を担保し、そのために本基準は医療の透明性を高め、市民からの信頼関係を築くとともに医療事故の未然防止、再発防止を図ることを目的として、十分な説明責任を果たすことを目標にするとともに、医療事故の公表に関する取り扱いを定めるものとする。

2 医療事故の定義は次のとおりとする。

(1) インシデント（ヒヤリハット）

医療事故等のレベルの区分0から3aに該当するもの

誤った医療行為などが患者に実施される前に発見されたもの、あるいは誤った医療行為などが実施されたが、結果として患者に影響を及ぼすに至らなかったもの。

(2) アクシデント

医療事故等のレベルの区分3bから5に相当するもの

医療行為の中で患者に障害が及び、既に損害が発生しているもの。不可抗力によるものや自傷行為も含む。なお、医療従事者の過誤の有無は問わない。

3 医療事故等のレベル

医療事故等の発生によって生じた患者への影響の大きさに応じて、そのレベルを次のとおり分類する。

区 分		内 容	
インシデント ヒヤリハット事例	レベル0	間違ったことが発生したが、患者には実施されなかった	
	レベル1	間違ったことを実施したが、患者には変化が生じなかった	
	レベル2	実施された医療又は管理により、患者に予期しなかった影響を与えた可能性があり、観察の強化や検査の必要性が生じた場合	
アクシデント 医療事故	レベル3	a	実施された医療又は管理により、患者に予期しなかった軽微な処置・治療（※1）の必要性が生じた場合
		b	実施された医療又は管理により、患者に予期しなかった若しくは予期していたものを上回る何らかの変化が生じ、濃厚な処置・治療（※2）の必要性が生じた場合
	レベル4	実施された医療又は管理により、患者の生活に影響する予期しなかった若しくは予期していたものを上回る高度の後遺症が残る可能性が生じた場合	
	レベル5	実施された医療又は管理により、予期せず患者が死亡した場合	

※1 消毒、湿布、皮膚の縫合、鎮痛剤の投与などの保存的治療

※2 バイタルサインの高度変化、人工呼吸器の装着、手術、入院日数の延長、外来患者の入院、骨折など

4 公表基準

各レベルに対応する公表基準は次の通りとする。

- * レベル4、5のうち、過失のない医療事故については原則一括公表とするが、社会的影響を考慮したうえで、必要があれば個別に公表することもあり得る。

区分		医療過誤（過失によるもの）	過失のない医療事故	
インシデント （ヒヤリハット）	レベル0	一括公表 （個々の事例ごとに公表はしない）		
	レベル1			
	レベル2			
	レベル3a			
アクシデント	レベル3b	原則個別公表		
	レベル4			原則一括公表
	レベル5			原則個別公表

5 公表内容

（1）個別公表医療事故

- ア 医療事故の概要（日時、場所、原因、年令、性別）
- イ 医療事故発生までの経緯
- ウ 発生時の状況
- エ 今後の対策

（2）一括公表医療事故

- ア 病院全体の発生件数
- イ 代表的な事例の例示
- ウ 再発防止対策

6 公表までの手続き

（1）院内での検討

個別公表医療事故に関しては、医療安全を所管する院内委員会で公表すべきかどうか検討するものとする。

（2）横須賀市への報告

管理者は、横須賀市へ事故の概要及び改善策等について報告するものとする。

7 公表の方法

個別公表する事故に関しては、患者およびその家族の意思を最優先に考慮し、事前に公表内容を十分に説明し、原則として文書により了解を得た上で公表する。

8 公表の時期

公表は、個別公表医療事故に関しては、原則として速やかに行うが、一括公表医療事故については、当該年度一年分を一括して、翌年度の6月末日までに公表する。

附則

この基準は平成19年4月1日から施行する。

2010年6月30日 一部改定

2012年6月1日 改定

2015年3月26日 改定

2016年4月6日 改定